

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南房総市長 石井 裕

市町村名 (市町村コード)	南房総市 (12234)
地域名 (地域内農業集落名)	白浜地区 (名倉・原・小戸・下沢・青木・島崎・東横渚・西横渚・川下・本郷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は南房総市の最南端に位置し、農地保有合理化事業の実施により農地を一元的に管理し提案できたことで、地域の担い手や企業、新規就農者の参入が進み、その中の経営規模の大きい農家が耕作を担っている状況である。
最近では企業の撤退・経営規模の縮小による農地の返還・解約や面積の小さな圃場が多く高齢化や後継者の不在による遊休農地が増加している。
揚水ポンプの更新や西横渚大堰水路の砂抜きや暗渠の改修が必要。
土地持ち非農家が増え、地域外に在住する組合員を中心に土地改良区賦課金の徴収が困難になりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産品である花卉や食用ナバナの栽培を中心に果樹・果物・飼料作物等多様な農業経営体が存在している。
経営規模縮小・撤退した企業の後継として新規参入企業への集約及び個人農家のより一層の栽培の拡大を推進することで農地の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会、土地改良区、農地バンク等関係機関が一体で、担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、経営団地面積の拡大及び圃場の分散錯圖の解消を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員会、土地改良区、農地バンク等関係機関が一体で、担い手の経営意向を踏まえた集約化を図るため、所有者の貸付意向時期に配慮しつつ、地域全体の農地を農地バンクへ貸し付けるよう調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。白浜中央土地改良区にて揚水ポンプの定期的な更新と西横渚の大堰水路は一部明渠であるため砂が溜まり詰まるため砂抜きや暗渠の改修を行いたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県農業事務所・JA・市・農業支援センター等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を強力に進める。支援制度の情報提供や研修先の農業経営体の紹介、研修ほ場の確保など地域計画内の農地利用に配慮する。 企業の参入に当たっては生活面からサポートしており定着を図っている。 本地区は、大部分の農地が一年中用水が利用できる優位性があり新規参入・新規就農者も多いことから、農業支援センターと連携して土地改良区等が丁寧に助言・指導等サポートしている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
多様な経営体の担い手が存在するため、(一財)南房総農業支援センターによる耕耘、畝立て、草刈り等のコントラクター事業を効果的に活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①白浜中央土地改良区内及び大原台土地改良組合内において、イノシシの被害が発生している。被害が拡大しないよう防護柵の設置や地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。